

令和 7 年度 国民健康保険運営協議会 用語集

都城市健康部保険年金課

令和 7 年

国民健康保険用語

●国民健康保険税水準の統一（第2回 p 3）

現在、県内各市町村の保険税は、医療費水準、保健事業や任意給付の内容、保険税の対象とする費用の範囲、収納率、算定方法等、様々な要因により差異が生じている。

県内の国民健康保険事業に要する費用を県全体で負担する仕組みにすることにより、県内の被保険者が同じサービスを同じ保険税負担で受けられるようにする。

●完全統一（第2回 p 3）

県内のどこに住んでいても同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険税となる。

国民健康保険用語

●国民健康保険運営方針（第2回 p 3）

平成30年度の国保制度改革後、県と市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険税率の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業その他の保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、策定した。

現行の運営方針は、令和6年度から令和11年度までを期間とする第3期宮崎県国民健康保険運営方針であり、中間年度の令和8年度に見直しを行う予定となっている。

国民健康保険用語

●保険料水準統一加速化プラン（第2回 p 3）

令和5年10月に、国は「保険料水準統一加速化プラン」を策定した。その中で、第3期国保運営方針期間である令和6年度から令和11年度までを、保険料水準の統一に向けた取組を加速化させる期間と位置づけ、平成30年度の国保制度改革の都道府県単位化の趣旨の更なる深化を図ることとした。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、「都道府県内の保険料水準の統一を徹底する。」とされた。都道府県における保険料水準統一の取組の更なる加速化を目的に、令和5年10月に策定した「保険料水準統一加速化プラン」を改定し、完全統一の目標年度を令和15年度とし、遅くとも令和17年度までに完全統一する目標年度を明記した。

国民健康保険用語

●国民健康保険事業費納付金（第2回 p 6）

県が、県の国民健康保険特別会計において、市町村の保険給付費等に対して交付する保険給付費等交付金に要する費用、その他国民健康保険事業に要する費用に充てるために、県内市町村から市町村の医療費状況と所得の状況等で按分して徴収する

●基礎課税額（第3回p5）

保険税のうち、県の国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く国民健康保険事業に要する費用の課税額。

●後期高齢者支援金等課税額（第3回p5）

保険税のうち、県の国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用の課税額

国民健康保険用語

●介護納付金課税額（第3回p5）

国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法に規定する第2号被保険者の保険料のうち、県の国民健康保険特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用の課税額

●国民健康保険運営基金（第3回p9）

国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、都城市国民健康保険特別会計の決算に剰余金を生じたときに、予算に計上して、剰余金の全部又は一部をこの基金に積立てる。

基金は、国民健康保険事業費納付金の費用に不足が生じた場合、保健事業の費用に充てる場合、国民健康保険税の軽減に充てる場合及び、財政上必要があると認める場合に限り、取り崩すことができる。

国民健康保険用語

●保険税賦課方式（第2回p4）

所得割と被保険者均等割による2方式、2方式に世帯別平等割を加えた3方式、3方式に資産割を加えた4方式がある。

資産割については、収益性のない居住用の土地建物にも賦課され、住所地外の市町村に所有している資産は賦課の対象とならない等、応能分であるにもかかわらず必ずしも被保険者の負担能力を反映できていない面があり、全国的にも廃止する市町村が増加している。

宮崎県第3期国民健康保険運営方針では、保険税水準統一時の算定方式を3方式と定め、令和6年度以降、移行可能な市町村から随時移行することとしている。

国民健康保険用語

●保険税賦課割合（第2回p4）

改正前の地方税法においては、応能割と応益割の標準的な賦課割合は、50：50で、応益割の標準的な賦課割合（被保険者均等割：世帯別平等割＝70：30）を目安に、3方式の所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の標準的な割合は、50：35：15、また、4方式の所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の標準的な割合は、40：10：35：15とされてきた。

現在は、国のガイドラインで示されている応能割と応益割の標準的な賦課割合は、応能割：応益割＝ β ：1となっている。本県においては、保険税水準統一を進める過程において、経過措置として県独自の所得係数を $\beta' = 1$ としている。

よって、応能割と応益割の標準的な賦課割合は、応能割：応益割＝50：50となり、応益割の賦課割合を、被保険者均等割：世帯別平等割＝70：30、3方式の所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の標準的な割合は、50：35：15となる。

国民健康保険用語

● β （所得係数）

所得係数 β は、所得のシェアをどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数であり、全国平均と比較した都道府県の所得水準に応じて設定する。具体的には、 β は「都道府県平均の一人当たり所得」を「全国平均の一人当たり所得」で除した値であり、所得水準が全国平均である都道府県は $\beta = 1$ となる。

●所得割額（第2回p4）

納税義務者の擬制世帯主を除く世帯主及び世帯に属する被保険者の各々の賦課期日の属する年の前年中の所得について算定した課税総所得金額等に税率を乗じ、被保険者ごとに算出する。

国民健康保険用語

●資産割額（第2回p4）

応能原則における所得割額を補完する役割として設けられたもので、固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に税率乗じて算出する。

●（被保険者）均等割額（第2回p4）

応益原則を端的に表しているもので、国民健康保険の受益者は被保険者であり、受益に見合う負担を行うのが合理的といえ、被保険者数により算出する。

●（世帯別）平等割額（第2回p4）

応益原則における被保険者均等割額を補完する役割を持ち、被保険者数の多い世帯の被保険者均等割の負担が過重となるのを緩和する方法として設けられている。

国民健康保険用語

●低所得者軽減措置（第2回p11）

低所得者階層に対する国民健康保険税の負担の軽減を図るため、昭和38年度から実施されているもので、減収分については、保険基盤安定制度で公費による財源措置がされている。

軽減措置の対象は、国民健康保険税の納税義務者及び世帯に属する被保険者の所得の合算額が一定額以下の場合、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を政令の基準で減額して賦課する。

●特別調整交付金（第2回p6）

画一的な財政力の算定方法では措置できない特別な事情がある場合に、それらの事情を考慮して交付される交付金で、特別な事情としては、災害による保険税の減免、非自発的失業者の保険税の軽減等がある。

国民健康保険用語

●保険者努力支援制度（第2回p6）

保険者の医療費適正化に向けた取組等を支援するために、医療費適正化の取組等を評価する指標設定して、保険者の達成状況に応じて交付金を交付する制度。